

災害時における緊急物資輸送及び物資配送等拠点の運営に関する協定書

立川市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社西東京主管支店（以下「乙」という。）は、甲の区域内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）における救援物資の避難所等への配送及び物資配送等拠点の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時において、甲及び乙が相互に協力し、避難所等に救援物資の配送を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的とする。

（協力業務の内容）

第 2 条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次の各号に掲げる事項について乙に要請することができる。

- (1) 甲の管理する施設及び甲が指定した物資配送等拠点から避難所等への救援物資の配送
- (2) 甲の管理する施設及び甲が指定した物資配送等拠点の運営
- (3) 救援物資の一時保管のための倉庫施設の貸借
- (4) 物資配送等拠点の運営に必要な資機材の提供
- (5) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（協力業務の要請）

第 3 条 前条各号に掲げる事項（以下「協力業務」という。）の要請は、要請書（第 1 号様式）の提出をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で支援協力を要請し、後日、要請書を提出できるものとする。

（協力業務の方法）

第 4 条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、甲の指示に従い、可能な範囲で協力業務を行うよう努めるものとする。

（報告）

第 5 条 乙は、協力業務を行ったときは、終了報告書（第 2 号様式）をもって甲に報告する。

（経費の負担）

第 6 条 甲は、前条の規定による乙の報告があったときは、甲の要請事項に相違ないことを確認のうえ、甲の要請に基づき乙が行った協力業務に要した経費について負担する。

（経費の請求）

第 7 条 乙は、前条に規定する経費を甲に請求するときは、甲の指定する方法により、原則として一括して行う。

2 前条に規定する経費の金額は、災害の発生直前における市場の適正な価額、災害救助

法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく基準等により、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（経費の支払）

第 8 条 甲は、前条第 1 項の規定による請求があったときは、乙が指定する支払い先に速やかに支払いを行う。

（連絡調整等）

第 9 条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者及び連絡先を別途定めるとともに、平時より連絡調整を行うよう努めるものとする。

2 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で甲が実施する訓練に参加するものとする。

（災害時の情報提供）

第 10 条 甲及び乙は、協力業務の実施にあたり、相互に災害情報の積極的な提供を行うものとする。

（守秘義務）

第 11 条 甲及び乙は、協力業務を行う場合において知った相手方の秘密情報を、第三者に漏らしてはならない。

（損害補償）

第 12 条 甲は、協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年東京市町村総合事務組合条例第 19 号）の例により、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（有効期間等）

第 13 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年とする。ただし、有効期間満了の日の 3 箇月前までに、甲及び乙のいずれからも何らの申出がないときは、当該有効期間満了の日から更に 1 年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第 14 条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成29年9月29日

(甲) 立川市泉町 1156 番地の9
立川市
代表者 立川市長

(乙) 昭島市拝島町 4 丁目 10-5
ヤマト運輸株式会社 西東京主管支店
代表者 支店長